

鳥取市脱炭素先行地域づくり事業に関する連携協定書

鳥取市（以下「甲」という。）と東京電力ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、令和5年4月28日に甲が環境省から選定された「脱炭素先行地域」について、甲による鳥取市脱炭素先行地域計画に基づく事業の実施に関し、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（目的）

本協定は、甲の重要政策である鳥取市脱炭素先行地域づくり事業（以下「本事業」という。）を甲が円滑に実行するため、様々な自治体と共同提案者として連携し脱炭素先行地域の実現に関して広域かつ独自の知見を有する乙が甲を支援し、甲乙の連携により、本事業を効果的・効率的に実現することを目的とする。

なお、乙の支援事項は、第2条に定めるとおりとする。

第2条（連携及び支援事項）

前条の目的を達成するため、乙は甲が取り組む次に掲げる事項について、乙が持つ知見を活用した連携・支援を行う。なお、実施にあたってのその他具体的な事項については、双方が協議して決定する。

- ① 対象エリアの住宅を対象とした太陽光発電設備及び蓄電池、高効率給湯器を設置するPPA・リースに関する事
 - ② 対象エリアにおけるVPP構築に関する事
 - ③ 新規再エネ電源、防災事業のサポートに関する事
 - ④ 市域エネルギーの地産地消やエリアエネルギーマネジメントに資する取組に関する事
 - ⑤ 本事業の実現に向けた効果的な交付金等の活用に関する事
 - ⑥ 本事業に関連する国の政策動向や関連制度の情報収集に関する事
 - ⑦ 前各号に付随して、本事業の円滑な実現に必要な事項に関する事
- 2 甲及び乙は、本協定による本事業の推進に向け、必要に応じて連絡調整を行うものとする。
- 3 乙は、本条に定める事項の一部について、甲と協議の上、乙の関係会社を実施させることができるものとする。

第3条（協定期間）

本協定の有効期間は、協定締結の日から令和11年3月31日までとする。ただし、有効期間を延長する場合は、有効期間満了日の前月末日までに甲乙協議の上決定し、期間が満了する日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

2 本協定の有効期間中、若しくは有効期間延長後に甲及び乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1月前までに書面をもって本協定当事者に通知することで、本協定を解約することができる。

第4条（協定の変更及び解除）

甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、本協定の内容の変更又は解除を行うものとする。

第5条（法令遵守）

甲及び乙は、本協定に基づく業務を遂行するに当たっては、関連する法令を遵守するものとする。

第6条（疑義の協議）

本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年4月2日

甲 鳥取県鳥取市幸町71番地
鳥取市
鳥取市長 深澤 義彦

乙 東京都港区東新橋一丁目5番2号
汐留シティセンター20階
東京電力ホールディングス株式会社
エリアエネルギーイノベーション事業室長 飯尾 真